

過少資本税制とは

Q. 海外のグループ会社に利息を払ったのに損金にならないことがある？ver2.

A. 以前、海外のグループ会社に利息を払ったのに損金にならないことがある例として、過大支払利子税制を紹介しました(Vol.10 参照)。今回は過少資本税制について紹介します。

過大支払利子税制は、

『所得と比べて支払利息が過大である場合』

に支払利息が損金算入の制限を受ける制度でしたが、

過少資本税制は、

『自己資本と比べて負債が過大である場合』

に支払った利息が損金算入制限を受ける制度です。

企業が海外の関連企業から資金を調達する際、出資(関連企業への配当は損金算入できない)を少なくし、過大な融資(関連企業への支払利子は損金算入できる)を受けると、支払利子の損金算入によりわが国での税負担を軽減出来てしまいます。

過少資本税制はそれを防止するための制度で、外国親会社等の資本持分の一定倍率(原則として3倍)を超える負債の平均残高に対応する支払利子の損金算入を認めないこととする制度です。

過少資本税制が適用される要件は2つあり、

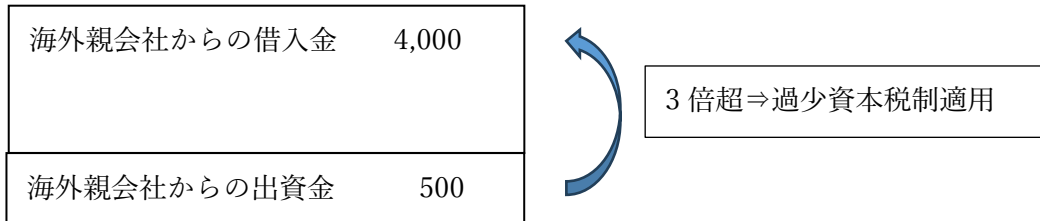
- ① 当該内国法人の当該事業年度の総利付負債に係る平均負債残高が、当該内国法人の自己資本の額の3倍に相当する金額を超える場合。
- ② 国外支配株主等・資金供与者等(例:国外親会社等)に対する利付負債に係る平均負債残高が、国外支配株主等の資本持分(例:国外親会社等からの出資金)の3倍に相当する金額を超える場合。

上記①, ②をいずれも満たすと、

国外支配株主等に対する負債の利子等の内、国外支配株主等の資本持ち分の3倍を超える部分の支払利子等が損金不算入になります。

国際税務通信 Vol.16

計算例： 海外親会社からの出資金 500 海外親会社からの借入金 4,000 の会社
海外親会社に利息80を支払った場合(その他の自己資本、負債はないものとする)



$$80 \times (4,000 - 500 \times 3) / 4,000 = 50 = \text{損金不算入}$$

となります。

上記は色々な条件を簡略化した例です。

過少資本税制とは別の、過大支払利子税制の両方に損金不算入額がある場合には、いずれか多い金額が損金不算入とされます。